

並行在来線への支援措置について

北海道部会提出
説明担当 北斗市

2016年3月26日に新青森・新函館北斗間の北海道新幹線が開業し、沿線地域はもとより北海道内の交流人口の拡大や交通ネットワークの安定的な確保が図られ、徐々に開業効果が現れており、引き続き、札幌までの全線開業が望まれている。

一方、北海道新幹線の開業に伴い北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線区間である木古内・五稜郭間は、道南いさりび鉄道が運行し、通勤・通学、通院など地域住民の日常生活に欠かすことができない大切な生活路線としての役割を担っており、また、この区間は物流の大動脈の一部として貨物列車が運行している。

しかし、並行在来線運営事業者は、開業時における施設整備等の初期投資や人口減による利用者数の低迷などにより極めて厳しい経営状況にあり、地方公共団体の財政状況が厳しい中、今後の鉄道の維持存続が強く危惧されている。また、今後、北海道新幹線の札幌延伸に伴い経営分離されている区間の並行在来線の検討に当たっても並行在来線への支援措置の充実は必要不可欠である。

貨物調整金制度は拡充されたものの時限措置となっており、また、貨物列車が運行していない区間は当該制度の対象にはならないなど、並行在来線運営事業者の経営安定や路線の持続的な運行に向けては、恒久的な財源の確保が必要である。

さらに、JRからの譲渡資産購入等の初期投資に係る地方負担に対する交付税措置も講じられているものの、並行在来線区間の運営維持に当たっては、多額の負担が重くのしかかることから、更なる経営安定に向けた仕組みづくりが必要となっている。

このことから、経営分離後も並行在来線運営事業者が将来にわたり安定的な経営を維持できるよう、既存支援制度の更なる拡充や新たな支援の仕組みを構築するべく、次の措置を早急に講じるよう強く要望する。

記

- 1 並行在来線存続のため、幅広い観点からの財源確保の方策を検討し、地方

負担の軽減等についての新たな仕組みを早急に講ずること。

- 2 並行在来線維持のための地方負担に係る助成措置（運営費助成・交付税措置等）を講ずること。
- 3 鉄道資産取得の初期投資及び施設更新費用について、地方負担への交付税措置の拡充及び鉄道事業者への補助制度の創設・拡充をすること。
- 4 J R から譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充を講ずること。
- 5 貨物調整交付金制度の見直しにあわせ、貸付料の活用など幅広い観点からの新たな財源を確保すること。
- 6 並行在来線と J R 路線等を乗り継ぐことによる利用者の負担を緩和するため、乗継割引に対する財政支援制度を創設すること。